

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）とP R T R制度

法律制定の背景

- 様々な化学物質の使用→汚染の懸念
- 環境規制法による規制→限定的
- 有害性（ハザード）は把握
 - 環境へ出た場合のリスクが不明な数多くの物質

⇒新しい管理手法が必要

法律の目的

1999年（平成11年）7月

「化学物質排出把握管理促進法（化管法）」制定

事業者・国民の理解の下にPRTR制度及びSDS制度を導入

法第1条



- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進する
- 環境の保全上の支障を未然に防止する

PRTR制度とは

PRTR : Pollutant Release and Transfer Register
(化学物質排出移動量届出制度)

- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を**事業者が自ら把握**して行政庁に報告
- 行政庁は事業者からの**届出**や統計資料等を用いた**推計**に基づき**排出量・移動量を集計・公表**する仕組み

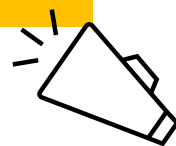
化学物質やその製品等（※）を取扱う
事業者の皆様へ

（※）塗料・溶剤・添加剤等

経済産業省

環境省

2024年4月より



“新たなPRTR対象物質”
での届出が始まります！

化管法（※1）の届出要件に該当する事業者
はPRTR届出（※2）が必要です！

（※1）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

（※2）化管法で定めるPRTR対象物質（人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがある物質）の排出量・移動量を事業者が把握し、自治体を経由して国に届け出ること

PRTR対象物質は2023年4月に変更されました。

➤ 現在のPRTR対象物質（トルエン等515物質）はこちらを検索

PRTR 対象物質



PRTR対象物質の変更に伴い、ご自身が
取り扱う化学物質はPRTR届出が必要か、
改めてご確認をお願いします。

PRTR届出期間

2024年4月1日～7月1日

なお、電子届出に限り

2024年4月1日～7月31日



届出要件の確認方法は
裏面へ！

13 / 17 ページ

主務大臣（岩手県知事）殿

届出者 (ふりがな) 住 所 〒 (ふりがな)
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業所の名称		
	法人番号		
	前回の届出における名称		
	(ふりがな) 事業所の名称		
	前回の届出における名称		
事業所の所在地 (ふりがな)	〒 ー	都道 府県	市区 町村
事業所において常時使用される従業員の数		人	
事業所において行われる事業が属する業種	業 種	名	業種コード
	主たる事業		
	従たる事業		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～ のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）		1. 有 2. 無	
担当者 (問い合わせ先)	部 署		
	(ふりがな) 氏 名	メールアドレスの欄が新設されているのが【新様式】です。	
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※受理日	年 月 日	※整理番号	

- 備考 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
2 法人番号の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、当該法人番号を記載すること。法人番号がない場合は空欄とすること。
3 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
4 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。
5 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
6 担当者の欄には、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
7 ※の欄には、記載しないこと。
8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

（二次元コード記載欄）

P R T R 対象物質①

法第2条第1項
政令第1条・別表

P R T R 対象物質

「第一種指定化学物質」 (515物質)

- 有害性 (ハザード) + 暴露可能性に着目して選定
※有害性 = 人の健康、動植物の生息・生育、オゾン層破壊
- 薬事・食品衛生審議会 (厚生労働省)、化学物質審議会 (経済産業省)、中央環境審議会 (環境省) の意見を聴いて政令で指定

P R T R 対象物質②

政令第4条

うち、発がん性等が認められるもの

「特定第一種指定化学物質」 (23物質)

化管法施行令第1条、第4条

石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、塩化ビニル、ダイオキシン類、鉛化合物、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、1,3-ブタジエン、2-ブロモプロパン、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン = トリクロリド、ベンゼン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、1,2-ジクロロプロパン、トリクロロエチレン、トルイジン、ペンタクロロフェノール、ポリ塩化ビフェニル、ビス(トリブチルスズ) = オキシド

※年間摂取量の要件が異なるので注意

P R T R 届出対象事業者の要件（１）

法第２条第５項

P R T R 対象事業者

「第一種指定化学物質等取扱事業者」

①業種：24の業種

②事業者規模：常用雇用者数21人以上

③年間取扱量等：1 t 以上の事業所（特定第一種指定化学物質は
0.5 t 以上）又は特別要件を満たす施設がある事業所

P R T R 届出対象事業者の要件（２）

○ 24の業種

金属鉱業	倉庫業	機械修理業
原油・天然ガス鉱業	石油卸売業	商品検査業
製造業	鉄スクラップ卸売業	計量証明業
電気業	自動車卸売業	一般廃棄物処理業
ガス業	燃料小売業	産業廃棄物処分量
熱供給業	洗濯業	医療業
下水道業	写真業	高等教育機関
鉄道業	自動車整備業	自然科学研究所

○特別要件施設

- ・ 鉱山保安法上の関連施設
- ・ 下水道終末処理施設
- ・ 一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設

電子申請のススメ

PRTR届出期間

2024年4月1日～7月1日

なお、電子届出に限り
2024年4月1日～7月31日

PRTR届出は
電子届出
**インターネットが
簡単！早い！便利！**



ご存じですか？

PRTR届出事業所の**80%**が
電子届出です！！

N I T E のサポート体制

- PRTR届出システム、P R T R届出作成支援プログラム/P R T R届出作成支援システムに関する問合せ

「P R T Rシステムサポート」

TEL 03-5465-1683

E-mail info_prtr@nite.go.jp

- P R T R届出物質、届出要件、排出量算出方法等に関する問合せ

「P R T Rサポートセンター」

TEL 03-5465-1681

E-mail support_prtr@nite.go.jp

- その他、排出量等届出の照会内容等に関する問合せ

「化学物質管理センターリスク管理課」

TEL（自治体用） 03-3481-1967 TEL（事業者用） 03-5738-5482

E-mail todokede_prtr@nite.go.jp

FAX 03-3481-1959（共通）